

令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年10月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和5年			令和4年同期			対前年		業種割合	令和4年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	3	215 (71)	218 (71)	3	281 (58)	284 (58)	-66	-23.2	100.0	3	644	647
製造業		33 (15)	33 (15)		65 (6)	65 (6)	-32	-49.2	15.1		85	85
食料品		13 (6)	13 (6)		51 (2)	51 (2)	-38	-74.5	6.0		63	63
木材木製品								-				
窯業・土石		2	2		1	1	1	100.0	0.9		2	2
鉄鋼業		5 (3)	5 (3)		4 (1)	4 (1)	1	25.0	2.3		9	9
金属・機械		3	3		5 (1)	5 (1)	-2	-40.0	1.4		7	7
輸送用機械		2 (1)	2 (1)				2	-	0.9			
その他の製造業		8 (5)	8 (5)		4 (2)	4 (2)	4	100.0	3.7		4	4
鉱業・土石採取業								-				
建設業		26 (8)	26 (8)	2	23 (2)	25 (2)	1	4.0	11.9	2	31	33
土木工事業		2 (1)	2 (1)		5 (1)	5 (1)	-3	-60.0	0.9		6	6
建築工事業		13 (4)	13 (4)		11	11	2	18.2	6.0		18	18
木造建築業		7 (1)	7 (1)		5	5	2	40.0	3.2		5	5
その他の建設業		4 (2)	4 (2)	2	2 (1)	4 (1)			1.8	2	2	4
道路貨物運送業		9 (2)	9 (2)	1	11 (1)	12 (1)	-3	-25.0	4.1	1	15	16
その他の運輸業		7 (3)	7 (3)		4 (3)	4 (3)	3	75.0	3.2		5	5
陸上貨物取扱業								-			1	1
港湾運送業		1 (1)	1 (1)		2	2	-1	-50.0	0.5		2	2
林業		1 (1)	1 (1)				1	-	0.5			
漁業								-			1	1
卸売・小売業		29 (13)	29 (13)		28 (14)	28 (14)	1	3.6	13.3		44	44
社会福祉施設		20 (8)	20 (8)		36 (7)	36 (7)	-16	-44.4	9.2		181	181
旅館業		5 (3)	5 (3)		7 (2)	7 (2)	-2	-28.6	2.3		11	11
清掃業	2	14 (5)	16 (5)		21 (10)	21 (10)	-5	-23.8	7.3		23	23
上記以外の事業	1	70 (12)	71 (12)		84 (13)	84 (13)	-13	-15.5	32.6		245	245

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

- 建設工事追い込み期労働災害防止運動(10月～12月)を実施します。
特に、非常作業を行わせるにあたり、リスクアセスメントを実施し、労働災害防止対策の徹底をお願いします。

令和6年4月から、幅が1メートル以上の箇所、原則として本足場を使用することが義務付けられました。また、令和5年10月から足場の点検者の指名と点検記録への記名が義務となりました。

- 令和5年10月から最大積載荷重が2トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられました。また、令和6年2月からテールゲートリフターによる荷役作業について、特別教育の実施が義務となりました。

- 令和5年10月1日より石綿の有無の事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。

北海道最低賃金は、令和5年10月1日から時間額960円に改訂されました。
なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
室蘭労働基準監督署
からのお知らせ



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
石綿総合情報
ポータルサイト

令和5年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	2	7時台	その他の商業	おぼれ	建築物、構築物	被災者は営業担当として、自社が行う外国船への荷の積み込み作業に関して、荷主と打ち合わせを行った後、打ち合わせを行った場所から外国船が停められている岸壁側に向かって歩いている途中で誤って岸壁から海面に墜落した。災害発生時現認者はいなかったが、荷主の責任者等が海面に浮いている被災者を発見して、救出したものの、搬送先の病院にて死亡した。
2	4	13時台	清掃・と畜業	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	堆肥製造を行う事業場の、2次醗酵棟と呼ばれる堆肥の発酵とふるい分けを行う施設内で、被災者はトロンメルと呼ばれる堆肥とゴミを選別する機械と当該機械の覆いの中で意識のない状態で発見された。
3	5	9時台	清掃・と畜業	飛来、落下	その他の一般動力機械	被災者は、高圧洗浄水による圧力容器内部の清掃作業のため、当該洗浄水を圧送するための高圧洗浄車の横で機械操作を行っていたところ、何らかの原因で高圧洗浄車のポンプから圧送用のホースが外れ、ポンプ内部より噴き出した高圧水が被災者の頭部に直撃した。

令和4年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	17時台	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、事業場の敷地内において、ダンプトラックの荷台を上げて、ダンプトラックに付属した荷台の降下を防止するためのストッパーを使用せずに車体と荷台の間に入り、荷台昇降用油圧ホースの付属部品を交換する作業をしていたところ、荷台が降下して挟まれた。
2 3	10	11時台	建設業	有害物等との接触	その他の装置、設備	製鉄工場構内にて、元請事業場からコークス工場内に設置された設備の修繕のため、部品の取替え作業を請け負い、同作業のため、手持ち式金属切断機を用いてボルトを切断していたところ、切断したボルト1本を混炭機内に落としてしまったことから、ボルトの回収のため、被災者のうち1名が同機内に入ったところ倒れ、当該被災者を救出のため近づいた職長も同機内で倒れ、被災した。